

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり公告する。

平成30年3月30日

静岡県知事 川勝平太

1 通知の要旨

平成30年2月23日静岡県告示第102号（保安林の指定施業要件変更の予定）

2 所在が不明な者等

所在が不明な者	指定施業要件変更予定保安林の所在場所	掲示場
三須嘉吉	伊豆市修善寺字中峯 4259 の 18（以上1筆について一部保安林）	伊豆市役所
三須金吾	伊豆市修善寺字中峯 4259 の 18（以上1筆について一部保安林）	伊豆市役所
山口徳次郎	伊豆市修善寺字中峯 4259 の 18（以上1筆について一部保安林）	伊豆市役所
勝田緑	伊豆市修善寺字中峯 4259 の 18（以上1筆について一部保安林）	伊豆市役所
相原彦太郎	伊豆市修善寺字中峯 4259 の 18（以上1筆について一部保安林）	伊豆市役所
大地三郎	伊豆市修善寺字中峯 4259 の 18（以上1筆について一部保安林）	伊豆市役所
平田金太郎	伊豆市修善寺字中峯 4259 の 18（以上1筆について一部保安林）	伊豆市役所
平田正	伊豆市修善寺字中峯 4259 の 18（以上1筆について一部保安林）	伊豆市役所